

よくある質問

Q1	本年度、展示会に2回出展する予定です。補助金の交付申請を2回行うことはできますか。または、2回分の展示会をまとめて1回の申請とすることはできますか。
A1	補助金の申請は、同一年度内につき1回です。また、複数回の事業をまとめて申請することはできません。
Q2	本年度に出展料を支払いましたが、開催日は翌年度です。補助対象となりますか。また、申請前に支払済みの経費は補助対象経費となりますか。
A2	開催日の属する年度に補助対象となります。 また、原則、補助金の交付決定前に支払済みの経費については、補助対象経費となりません。 ただし、申請年度前までに出展料を支払わなければならない（請求書の支払期限等でそのことが確認できる）場合は、補助対象経費となります。この場合、請求書及び支払いを証する書類（領収書等）について、申請前に必ずご準備をお願いします。
Q3	昨年度に出展した展示会は、補助対象となりますか。
A3	対象となりません。また、展示会等の販路拡張事業の実施前に必ず申請してください。 なお、出展日が年度をまたいでいる場合は、最終日の属する年度が申請年度となります。その場合は4月1日に申請をしてください。 (例：令和7年3月31日～4月1日に出展 令和7年度に申請可能)
Q4	消費税や手数料は、補助対象となりますか。
A4	対象となりません。申請書や収支予算書を作成される際は、ご注意ください。
Q5	収支予算書には、事業に要する経費のうち、補助対象経費以外の経費も記載しなければなりませんか。
A5	補助対象経費のみの記載で問題ありません。ただし、申請時点で収支予算書に記載のない経費を、後から追加で補助対象経費とすることはできませんので、ご注意ください。
Q6	申請から交付決定まで、どの程度時間がかかりますか。
A6	補助対象に該当し、申請書類に不備等がない場合は、通常、申請書類の到達から1週間～10日程度で交付決定を行います。ただし、交付決定までに支払った経費は補助対象になりませんので、余裕をもってご申請をお願いします。
Q7	創業者については、「創業後5年未満の者」とされていますが、基準日はどの時点でしょうか（申請日、事業の実施日など）。
A7	申請日時点で創業後5年未満であれば創業者に該当します。 また、創業日は以下のとおりです。 ・開業届に記載した開業日 ・履歴事項全部証明書に記載された会社設立の日 ・法人を設立し、個人で開業届を提出して開始した事業を継続している場合は、当該開業届に記載した開業日
Q8	区外の事業者が区内に移転した場合、区内に移転した日を基準にして、創業者として申請できますか。
A8	区内に移転した日を基準にすることはできませんが、創業日を基準にして創業後5年未満であり、申請日時点で墨田区内に事業所を有していることが確認できる場合は、創業者として申請を行うことができます。
Q9	収支決算書には、事業に要した経費のうち、補助対象経費以外の経費も記載しなければなりませんか。
A9	収支予算書と同様に、補助対象経費のみ記載していれば問題ありません。
Q10	申請時に予定していた補助対象経費の金額（収支予算書に記載した金額）から、数量の増により実際の支払金額が増額となりました。差額について補助対象経費にすることはできますか。
A10	申請時に提出された申請書類（収支予算書を含む）に基づき補助金の交付決定を行っているため、収支予算書に記載した各経費の金額を超えて、補助の対象にすることはできません。